

答申個第30号

平成27年4月14日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成26年10月1日付け南区納第1号による諮問  
預金等の調査に係る文書の個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第39号）
- (2) 平成26年10月31日付け南区納第4号による諮問  
預金等の調査に係る文書の個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第40号）
- (3) 平成26年10月31日付け南区納第6号による諮問  
預金等の調査に係る文書の個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第41号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

### (1) 諮問個第39号について

ア 異議申立人は、平成26年7月31日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「平成25年9月3日付け南区納第2696号徴収猶予不許可処分について、南区役所納税課が収集及び作成した文書」の開示を請求（以下「本件請求1」という。）した。

イ 実施機関は、本件請求1に係る公文書として特定した公文書のうち「預金等の取引内容の調査について（依頼）」（以下「本件公文書1」という。）について「調査先」の部分の開示をせず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を、及び「預金等の取引内容の調査について（回答）」（以下「本件公文書2」という。）を開示しないとの個人情報非開示決定（以下「本件処分2」という。）をし、平成26年8月29日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。（本件処分1及び本件処分2において非開示とした部分を以下「本件非開示部分」という。）

条例第16条第7号アに該当

本件非開示部分を開示することにより、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報を知ることになり、滞納者等に財産を隠蔽されるおそれがあり、市税の確保ができなくなるなど市税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 異議申立人は、平成26年9月5日に、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める異議申立てをした。

### (2) 諮問個第40号及び第41号について

ア 異議申立人は、平成26年9月24日に、実施機関に対して、条例第14条第1項の規定により、「平成26年7月30日付け徴収猶予申請において、京都市南区役所区民部納税課が取得、作成した書類」（以下「本件請求2」という。）及び「平成26年8月28日付け徴収猶予申請において、京都市南区役所区民部納税課が取得、作成した書類」（以下「本件請求3」という。）の開示を請求した。

イ 実施機関は、本件請求2及び本件請求3について、上記2(1)イと同様に、個人情報一部開示決定処分及び個人情報非開示決定処分を行い、平成26年10月14日付けで、その旨及びその理由を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成26年10月22日に、上記イの各処分を不服として、行政不服審

査法第6条の規定により、それらの処分の取消しを求める異議申立てをした。

### 3 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

### 4 審査会における審議の方法

本件各異議申立ては、いずれも、異議申立人が行った徴収猶予申請に関し、実施機関が調査を行った際の公文書に関するものであり、同様の内容の個人情報一部開示決定及び個人情報不開示決定の取消しを求めるものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

### 5 実施機関の主張

個人情報一部開示決定通知書、個人情報非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、諮問個第39号に係る実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 徴収猶予制度について

徴収猶予制度は、納税緩和制度の一つであり、地方税においては、納税者に、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の地方税法第15条第1項各号に規定する事実があり、猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき税額を一時に納付することができないと認められる場合において、納税者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で納税を猶予するものである。

#### (2) 本件公文書について（本件処分1及び本件処分2）

ア 南区区民部納税課（以下「担当課」という。）は、京都市市税条例第1条の2及び京都市市税条例施行細則第2条に基づいて、京都市南区長に委任された市民税及び固定資産税・都市計画税の徴収に関する事務を担当している。

イ 異議申立人は、平成25年6月27日に、京都市南区長に対して、地方税法第15条第1項第2号に基づき、平成25年度市・府民税第1～4期分及び平成25年度固定資産税・都市計画税第2～4期分の徴収猶予申請を行った。

上記申請に当たり、担当課は、異議申立人の申請が徴収猶予の条件に該当するかを判断するために、挙証資料の提出を求めるとともに、財産調査として金融機関に対し、担当課が作成した本件公文書1を送付し、当該金融機関から本件公文書2を得た。

京都市南区長は、異議申立人から提出された資料及び本件公文書2を基に、平成25年9月3日に徴収猶予申請を不許可とする決定を行った。

ウ 本件調査は徴収猶予申請の許可・不許可の決定に必要な調査であり、市税の確保と税負担の公平性を担保するものである。

(3) 条例第16条第7号アに該当することについて

ア 滞納整理は通常どの滞納者に対しても同様の流れで行う事務であり、実施機関が今後も同様の流れで滞納者に係る財産調査を行うことを踏まえると、一旦、本件非開示部分を開示すれば、それにより実施機関が行う財産調査の全貌が明らかになってしまうおそれがあり、滞納者が財産の隠蔽や処分等を行い、差押え等を回避することが容易になる。

異議申立人は、本件以外にも平成26年7月30日に平成26年度固定資産税について、同年8月28日に平成26年度市・府民税について、本件と同様に徴収猶予の申請を行い、これらに対して京都市南区長は同年9月16日付けで不許可の決定を行った。異議申立人が、今後、同様の申請を行う可能性があることからしても、財産調査の手法等を開示することにより、滞納整理事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

イ 異議申立人は、異議申立書において、自分は滞納者ではないのであるから、本件処分1及び本件処分2の非開示理由に該当しないと主張しているが、市税をその納期限までに納付しなければ滞納の状況になるのであり、徴収猶予の申請をして仮に許可を受けた場合でも、その効果は徴収手続を緩和することにとどまり、滞納者の立場が解消されるものではない。

(4) 決定通知書の日付について

実施機関は、異議申立人から平成26年7月31日に本件請求1を受け付け、同年8月14日に本件処分1及び本件処分2に係る決定を行った。

公文書公開請求に係る決定通知書の日付は、決定通知書の発送日を記載することから、「平成26年8月29日」は決定通知書の発送日である。本件処分1及び本件処分2に係る決定行為は、上記のとおり、平成26年8月14日に行っており、同日中に異議申立人に対して情報開示日時を連絡するように記載した文書を特定記録郵便で送付したが、異議申立人からの連絡が平成26年8月27日までなかった。決定通知書の発送日が「平成26年8月29日」になったのは、開示及び一部開示の日時を調整するのに日数を要した結果であって、本件処分1及び本件処分2が法定期限を超過した瑕疵ある行政処分であるとの異議申立人の主張は、事実誤認に基づくものであり、取消事由には該当しない。

また、諮問個第40号及び第41号に係る処分についての実施機関の主張は、上記諮問個第39号に係る主張と同様である。

## 6 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第16条第7号ア該当性について

ア 実施機関は、本件処分1及び本件処分2の非開示理由として、「本件個人情報を開示す

ることにより、調査の手法及び実施機関が調査により把握した情報を知ることになり、滞納者等に財産を隠蔽されるおそれがあり、市税の確保ができなくなるなど市税事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」としていることから、異議申立人が「滞納者」の定義に該当しなければそもそも条例第16条第7号アの理由である「財産を隠蔽されるおそれ」や「市税の確保ができなくなるなど市税事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」の存在も問えないのであるから、条例第16条第7号アの規定を適用できないので、開示義務を負う。

イ 条例第16条第7号アの規定の有権解釈について、「個人情報保護事務の手引」において、「本号…の運用に当たっては、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する。」としたうえ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。」と規定している。

異議申立人は市税や固定資産税を滞納していない。徴収猶予の申請は納期限までに行わなければならない。異議申立人は納期限までに徴収猶予の申請を行っているので「滞納者」ではない。国税通則法によれば、「滞納者」とは滞納処分を受けた者をいう。したがって、この条例の目的に従い、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用しなくとも、そもそも「滞納者」ではないので、「滞納者等に財産を隠蔽されるおそれがあり、市税の確保ができなくなるなど市税事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」に明らかに該当しない。

(2) 実施機関は、本件決定について、開示請求があった日である平成26年7月31日の翌日から起算して14日以内である同年8月14日迄に開示決定をしなければならない。しかしながら、実施機関が本件決定をした日は、同年8月29日であり、法定の期間を15日超過している事実が明らかである。したがって、本件決定は法定期限を超過した瑕疵ある行政処分であるので取消しを免れない。

## 7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

なお、以下は本件処分1及び本件処分2に対する判断であるが、上記2(2)イの各処分についても同様である。

### (1) 本件公文書について

本件請求の対象となった公文書は、異議申立人からの徴収猶予申請に係る財産調査のために、実施機関が金融機関に対し作成し送付した本件公文書1と金融機関から取得した本件公文書2である。

本件公文書1には、「調査内容・調査対象者」及び「調査先」が記載されており、実施機

関は、調査先を非開示としている。本件公文書2には、金融機関ごとで様式が異なるが、照会に対する回答内容が記載されている。

(2) 条例第16条第7号ア該当性について

ア 条例第16条第7号は、「本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定し、「次に掲げるおそれ」として、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が挙げられている。

イ 実施機関は、本件非開示部分を開示すると、実施機関の調査の手法及び調査により把握した情報が明らかになり、滞納者等に財産を隠蔽されるおそれがあり、市税の確保ができなくなるなど市税事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第16条第7号アに該当すると主張するので、この点について検討する。

ウ 本件公文書1及び本件公文書2に係る調査は、徴収猶予の申請に対し、実施機関が徴収猶予の要件に該当するかどうかを判断するために行われたものである。本件非開示部分を開示すると、実施機関による調査の対象機関やその内容、また回答内容や今後の対応など財産調査の全貌が明らかになり、徴収猶予申請者が自らの財産の隠蔽や処分を行うことが容易になるおそれがあり、徴収猶予に係る事務は、通常同様に行われることから、今後の徴収猶予事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

また、財産調査に関する情報を開示すると、今後の調査において、徴収猶予申請者等との関係への悪影響を恐れて調査の対象機関から協力が得られなくなるおそれがある。

以上から、本件非開示部分を開示することにより、実施機関が行う市税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため、条例第16条第7号アに該当すると判断する。

エ 異議申立人は、自分が滞納者に当たらないので、実施機関の主張する非開示理由は成り立たない旨主張する。しかし、異議申立人に係る財産調査は、異議申立人の徴収猶予の申請を契機に行われたものであり、異議申立人が滞納者であることを理由に行われたものではないと認められる。また、実施機関が行う税務調査は、滞納者に対しても、それ以外の者に対しても行われる可能性のあるものであり、異議申立人が滞納者であるかどうか、上記ウの当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 次に、異議申立人は、本件処分1及び本件処分2に係る決定行為が決定期限を超過して行われた瑕疵のある行政処分であると主張し、実施機関は、開示請求に対する決定は期限内に行ったが開示の日程調整に時間を要したため、決定通知書の日付がその後の日となったと主張する。

当審査会が本件処分1及び本件処分2に係る決定書を検分したところ、決定期限内である

平成26年8月14日に決定されていることが確認できた。

よって、決定が期限までに行われていないという異議申立人の主張は認められない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成26年10月 1日 諮問（諮問個第39号）

10月30日 実施機関からの理由説明書の提出（諮問個第39号）

10月31日 諮問（諮問個第40号及び第41号）

11月17日 実施機関からの理由説明書の提出（諮問個第40号及び第41号）

12月11日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第7回会議）

平成27年 2月12日 審議（平成26年度第8回会議）

3月12日 異議申立人からの口頭意見陳述（平成26年度第9回会議）

4月14日 審議（平成27年度第1回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。

#### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）